

奈良県警察情報管理業務監査実施要領の制定について（例規）

（平成15年4月21日例規第16号）

このたび、奈良県警察情報管理システム運用管理規程（平成15年4月奈良県警察本部訓令第8号）の施行に伴い、別記のとおり奈良県警察情報管理業務監査実施要領を制定し、平成15年5月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、奈良県警察情報管理システム等監査実施要領の制定について（平成3年12月例規第55号）は廃止する。

別記

奈良県警察情報管理業務監査実施要領

第1 目的

この要領は、奈良県警察情報管理システム運用管理規程（平成15年4月奈良県警察本部訓令第8号。以下「規程」という。）第22条第2項の規定に基づき、情報管理業務監査（第2において「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

第3 通常監査

1 通常監査の実施

警務部長は、県警察情報管理システムの運用所属に対し、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の実施計画

- (1) 警務部長は、毎年度、当該年度における通常監査の実施計画を定め、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。
- (2) (1)の実施計画には、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。
- (3) 通常監査は、原則として毎年度1回以上実施するよう計画するものとする。

3 監査官等の指名等

- (1) 警務部長は、通常監査の対象となる所属における県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）又は対象業務を主管する所属（以下「業務主管課」という。）の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。

(2) 警務部長は、監査官の職務を補佐させるため、情報管理課又は業務主管課の職員の中から監査補佐官を指名することができるものとする。

4 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

5 警務部長への報告

監査官は、実地調査を終了したときは、意見を付してその結果を速やかに警務部情報管理課長を経由して警務部長に報告しなければならない。

6 改善を求める事項等の通知

警務部長は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属長に通知するものとする。

7 所属長のとるべき措置

6の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果を警務部長に報告しなければならない。

8 本部長への報告

警務部長は、実地調査の結果及び6の規定により所属長に通知した事項並びに7の規定により所属長がとった措置について、本部長に報告するものとする。

第4 特別監査

1 特別監査の実施

警務部長は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

第3の3から8までの規定は、特別監査について準用する。